

令和7年度第10回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和8年1月16日

場所 十和田市役所別館4階会議室

令和7年度第10回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和8年1月16日(金) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和8年1月16日(金) 午後2時44分

4. 出席農業委員(18名)

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
6番	中野雄一郎	7番	芋田一弘
8番	立崎和寿	9番	山田利昭
10番	稲田優憲	11番	奥山博
12番	小田正喜	13番	外山康仁
14番	竹浦寿広	15番	野崎さち子
16番	杉山秀明	17番	力石堅太郎
18番	山崎誠一	19番	箕輪展忠

5. 欠席農業委員(1名)

5番 米田拓実

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	三本木地区	山端敏行
四和地区	工藤優美子	深持地区	古谷朝直
切田地区	若沢弘幸	切田地区	田中稔
大深内地区	斗沢信一	大深内地区	大平靖四郎
伝法寺地区	小笠原一成	東部地区	山端潤一
藤坂地区	市崎貴之	六日町地区	平舘龍徳

7. 会議に付した案件

- 報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第42号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第43号 農地の転用事実に関する照会について
報告第44号 営農型発電設備による発電事業の廃止について（農地法第4条）
報告第45号 営農型発電設備による発電事業の廃止について（農地法第5条）
議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第37号 公売買受適格者の証明について
議案第38号 贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税の徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について
議案第39号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第40号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

7番 芋田 一 弘

8番 立 崎 和 寿

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻 田 修一郎	事務局 次長	中 村 淳 一
事務局 農地係長	吉 田 武 範	事務局 振興係長	戸 舘 奈津美
事務局 主査	田 嶋 裕 紀	事務局 推進監	高 橋 克 彦
事務局 主事	下 山 昂 大		

10. 書 記

事務局 主査 田 嶋 裕 紀

議 長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は、5番 米田 拓実 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和8年1月5日に告示招集いたしました、令和7年度第10回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。7番 芋田 一弘 委員、8番 立崎 和寿 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、田嶋 裕紀 主査を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）最初に、諸般の報告を行います。十和田市農業委員会告示第12号にて告示した付議事項の特定農地貸付けに関する農業委員会の承認については、提案予定の案件について再度検討を要するため、提出しないこととなりましたのでご了承願います。

議 長（箕輪展忠）次に報告第41号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第41号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。今回は農地法によるものが、2ページから5ページまでの合計16件、55筆、137、136平方メートルです。今後の意向については、46番、51番、57番、58番が未定、47番から49番、55番と61番が別人

と貸借、50番と56番が自ら耕作、52番が別人と売買、53番、54番が同一人と売買、59番と60番が機構で同一人と売買となっています。このうち47番、48番、52番から54番が3条に係る議案として提出されています。また、このうち48番、50番、51番、61番についての補足を行います。こちらは4件とも賃借人が亡 _____ 相続人代表 _____ となっておりますが、相続代表人も12月23日に死亡していることを確認しております。しかし、12月2日付で存命中の本人から解約に係る通知書を受領しており、また、本案件は許可案件ではなく報告事項であることから、今回の議案では通知書の内容のまま記載しております。次に、農地中間管理事業に関するものが、6ページの合計2件、2筆、5,520平方メートルで、今後の意向は2件とも別人と売買となっています。今回、協力金の返還対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第41号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第42号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）7ページをお願いします。報告第42号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受領したので報告する件です。内容は8ページから17ページです。合計30件、163筆、316,929.17平方メートルです。取得事由は108番が遺留分減殺である以外、すべて相続によるものです。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。今回105番から107番までの3件からあっせんの希望が出されています。なお、現況が宅地、山林など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。遺留分減殺についてですが、こちらは遺言や生前贈与で遺留分、相続人が最低限もらえる権利について、その持ち分が侵害された場合に、その不足分を取り戻す請求となっております。例えば、持ち分4分の1の相続の権利があった人、2分の1の相続の権利があった人等が何らかの理由によりその相応分の相続分を取得できなかった場合に、申し立てを行い、その分を適正に取得するための権利を有する請求となっております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第42号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第43号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）18ページです。報告第43号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。19ページです。今回の照会は合計7件、8筆、1,694.75平方メートルで、現地調査は令和8年1月9日に実施し、法務局への回答は1月13日に行っております。30番は南平公民館から南東に約250メートルの地点です。照会地は北側に隣接する平成6年建築の住宅の敷地になっています。平成6年10月19日付けで自己住宅建築のため5条転用許可を受けており、税務課の土地課税台帳上でも現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。31番は三木野公園から東に約100メートルの地点です。照会地は建築年不詳の貸家の敷地となっていました。現在その家屋は滅失し更地となっています。また昭和54年8月6日付けで貸家建築のため5条転用許可を受けており、税務課の土地課税台帳上でも現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。32番は相坂警察官駐在所から北に約300メートルの地点です。照会地は平成17年建築の住宅及び平成4年建築の車庫の敷地になっています。昭和52年6月23日付けで自己住宅建築のため5条転用許可を受けており、税務課の土地課税台帳上でも現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。33番は西十四番町会館から南西に約300メートルの地点です。照会地は西側に隣接する昭和47年建築の住宅の敷地になっています。20年以上宅地の状態であり、税務課の土地課税台帳上でも現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。34番は藤高分館から南東に約200メートルの地点です。照会地は昭和45年建築の住宅及び建築年不詳の農機具倉庫の敷地になっています。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。35番は西北園会館から南東に約200メートルの地点です。照会地①は昭和34年建築の住宅及び平成3年建築の車庫の敷地になっています。照会地②は平成6年建築の共同住宅の敷地となっています。どちらも20年以上宅地の状態であり農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。36番は十和田市総合体育センターから南東に約400メートルの地点です。照会地は駐車場の敷地になっています。農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (箕輪展忠) なしと認めます。よって報告第43号を報告済みといたします。

議長 (箕輪展忠) 次に報告第44号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長 (櫻田修一郎) 20ページをお願いします。報告第44号、営農型発電設備による発電事業の廃止について(農地法第4条)。農地法第4条第1項の農地転用許可を受けた者から、別紙のとおり発電事業を廃止する旨の届出があったので報告する件です。内容は21ページの3件です。廃止理由はいずれも資金不足によるものとなっています。以上です。

議長 (箕輪展忠) 報告について、ご意見ございませんか。

農業委員 (中野雄一郎) 6番 中野です。これは建てなかったということですか。

事務局長 (櫻田修一郎) お答えします。建てる前に資金の計画がうまくいかず、ということで取消しと届出されたものです。以上となります。

議長 (箕輪展忠) 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (箕輪展忠) なしと認めます。よって報告第44号を報告済みといたします。

議長 (箕輪展忠) 次に報告第45号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長 (櫻田修一郎) 22ページをお願いします。報告第45号、営農型発電設備による発電事業の廃止について(農地法第5条)。農地法第5条第1項の農地転用許可を受けた者から、別紙のとおり発電事業を廃止する旨の届け出があったので報告する件です。内容は23ページの1件です。廃止理由は資金不足によるものとなっています。以上です。

議長 (箕輪展忠) 報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (箕輪展忠) なしと認めます。よって報告第45号を報告済みといたします。

議 長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、小田班長、奥山委員、山崎委員の3名です。1月9日に現地調査及び市役所別館4階会議室2において聴取調査を行っております。

議 長（箕輪展忠）次に議案第36号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）24ページをお願いします。議案第36号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は25ページから29ページです。このうち所有権の設定に関するものが、25ページと26ページ、賃借権・使用貸借の権利設定に関するものが27ページから29ページとなっています。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。12番 小田 正喜 委員お願いします。

報告委員（小田正喜）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は所有権の移転10件、賃借権の設定10件、使用貸借による権利の設定1件の計21件です。所有権の移転は86番から92番までが売買によるものです。93番と94番が知人に贈与するもので、95番がいとこに遺贈するものです。このうち新規取得は86番と95番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、46番と56番が相手方要望によるもので、ほかは労力不足によるものです。このうち新規取得は46番と56番です。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等の規定に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしているものと認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）小田委員、ご苦労様でした。次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（米内山義治）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。25ページの所有権移転に係る申請番号86番の新規取得となる譲受人及び27ページの賃借権の設定に係る申請番号46番の新規取得となる借人に対し、1月9日午後2時と同日午後2時15分に、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。次に切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（若沢弘幸）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。26ページの所有権移転に係る申請番号95番の新規取得となる譲受人及び29ページの使用貸借による権利の設定に係る申請番号56番の新規取得となる借人に対し、1月9日午後1時30分と同日午後1時45分に、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）若沢推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員（力石堅太郎）17番 力石です。質問にふさわしくないかもしれませんが、87番の特別代理人というものがどういうものかちょっとお聞きしたいんですけども。

農地係長（吉田武範）ご質問の申請番号87番の特別代理人のことについて説明いたします。今回の買受人が売渡人の_____の理事のため、これが利益の相反する事項にあたることから、同組合の定款に則って特別代理人を選任し、今回売渡人としたものです。特別代理人についてですが、民法では同一の法律行為について相手方の代理人とした行為は代理権を有しない者がしたとみなす、いわゆる双方代理の禁止を定めております。また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、いわゆる法人法では、理事が自己のために法人が取引をしようとする場合、理事は総会においてこの取引について、その総会で承認を受けなければいけないことを定めているほか、その承認を受けた場合は、先ほど申し上げた民法の双方代理の禁止は適用されないことを定めております。当該組合は、これらの規定を基に臨時総会を開催して財産処分の承認と特別代理人の選定を承認したものです。今回の申請書には議事録の写しが添付されており、事務局の方でその内容を確認して、申請は適正であると判断しております。説明は以上です。

議長（箕輪展忠）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (箕輪展忠) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は許可することに決定いたしました。

議長 (箕輪展忠) 次に議案第37号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長 (櫻田修一郎) 30ページをお願いします。議案第37号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申込人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとします。内容は31ページの合計2件、2筆、10,007平方メートルです。1番は令和7年8月の第5回総会において、報告第26号で農地と報告済みのものです。入札日は令和8年1月26日、売却決定日は2月9日、最低公買価額は724,000円となっています。2番は令和2年10月の第8回総会において、報告第17号で農地と報告済みのものです。入札日は令和8年1月30日、売却決定日は2月13日、最低公売価額は206,900円となっています。今回の願出人につきましては、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件すべてを満たしていると認められます。以上です。

議長 (箕輪展忠) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員 (杉山秀明) 16番 杉山です。公売に至った理由をお聞きしたい。

農地係長 (吉田武範) ご質問の公売に至った理由なんですが、1番の方は十和田市から来たもので、いわゆる税金の滞納があったということでの差し押さえをして回収するためのもので、2番の方は土地改良区さんですが、いわゆる賦課金の滞納があって、差し押さえたものと伺っております。以上です。

議長 (箕輪展忠) 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (箕輪展忠) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第38号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）32ページをお願いします。議案第38号、贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税の徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について。別紙の農地等の受贈者について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることを証明することの承認を求める件です。33ページです。贈与税の納税猶予に関するもの及び不動産取得税の徴収猶予に関するもので、合計3件、70,310平方メートルです。令和7年8月4日に現地確認を行っております。農地の生前一括贈与を受けたときの税の納税及び徴収猶予について、3年ごとに税務署等が対象者に対し、手続きの通知をいたします。手続きにあたっては、過去3年間、農業経営が継続していることの証明が必要なことから、依頼があった場合は、証明書を交付いたします。対象となる特例農地が農地利用されていることについては、農地台帳及び現地確認により確認いたしております。これらの対象農地は耕起されており、農業上の利用がされていること、今後も申請者自ら農業を営むとの申告があることから、証明書の交付は妥当であると判断されます。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時30分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時31分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第39号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長をお願いします。

事務局長（櫻田修一郎）34ページをお願いします。議案第39号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は35ページから49ページで、このうち一括方式の所有権に関するものが35ページから37ページの合計7件、13筆、25,676平方メートルです。次に一括方式の賃借権に関するものが38ページから47ページの合計14件、162筆、501,164.93平方メートルで、新規4件、再設定10件となっております。次に一括方式の使用貸借による権利に関するものが48ページで、合計1件、1筆、445平方メートルで、新規設定となっております。次に受け手の変更のみにかかるものが49ページ、合計2件、6筆、8,765平方メートルで、18番が新規、19番が再設定となっております。以上です。

議長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。切田地区 田中稔 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（田中稔）19番の調整内容を報告します。12月10日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）田中推進委員、ご苦労様でした。次に切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（若沢弘幸）20番の調整内容を報告します。12月24日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）若沢推進委員、ご苦労様でした。次に大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（大平靖四郎）21番と22番、24番の調整内容を報告します。21番と22番は12月24日午前10時、24番は同日11時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するもの

です。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）大平推進委員、ご苦労様でした。次に十和田湖地区 中屋敷 光男 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（中屋敷光男）23番の調整内容を報告します。12月24日午後1時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）中屋敷推進委員、ご苦労様でした。次に三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（米内山義治）25番の調整内容を報告します。12月24日午後2時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）暫時休憩します。

休憩 午後2時37分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時37分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第40号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）50ページをお願いします。議案第40号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。51ページです。合計1件、1筆、929平方メートルです。5番の転用事由について、自宅の隣地にある自己所有地に農業用倉庫を建築するものです。場所は上羽立集会所から北西に約500メートルの地点で、農地区分は第1種農地ですが、農業用施設建築であり、不許可の例外の対象となります。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。11番 奥山 博 委員お願いします。

報告委員（奥山博）農地法第4条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は合計1件です。1月9日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時30分に市役所別館4階会議室2で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）奥山委員、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に議案第41号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）52ページをお願いします。議案第41号、農地法第5条第1項

の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は53ページです。今回は合計5件、6筆、5,138平方メートルです。38番の転用事由は、農地を売買で取得し、建売分譲1棟を建築するものです。場所はパワーコメリ十和田店から南に約300メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。39番の転用事由は、農地を売買で取得し自己住宅を建築するものです。場所は十和田市総合体育センターから南東に約400メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。40番の転用事由は、農地を売買で取得し自己住宅を建築するものです。場所は東小学校から北西に約300メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。41番の転用事由は、農地を売買で取得し事務所および事業用倉庫を建築するものです。場所は十和田工業高校から東に約300メートルの地点です。農地区分は上下水道管が埋設されている道路に面しているほか、半径500メートル以内に東小学校と十和田工業高校があるため、第3種農地に該当します。42番の転用事由は、農地を社長の父親から使用貸借し駐車場を整備したものです。場所は深持小学校から北東に約400メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、集落接続により不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。転用許可前にすでに駐車場を整備し、平成28年から使用開始しているため、始末書付きとなります。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。18番 山崎 誠一 委員お願いします。

報告委員（山崎誠一）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は合計5件です。1月9日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時30分に市役所別館4階会議室2で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）山崎委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は許可相当とするこ

とに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、令和7年度第10回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時44分 —————